

一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

各種委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下「JVL」という。）定款第38条に基づき設置される各種委員会の組織、権限および運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条〔遵守義務〕

- (1) 各種委員会の委員は、法令、定款、規約および諸規程を遵守しなければならない。
- (2) 各種委員会の委員は、職務上知り得た事項を所属する委員会関係者の他に開示または漏洩してはならない。またその職を退いた後も、JVLの許可なく第三者等に開示または漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報や、代表理事CEOの承認がある場合はこの限りではない。

- ① 開示された時点において既に公知であった情報
- ② 開示された後に情報受領者の責任によらず公知になった情報

第3条〔委員会の分類〕

JVLは、その役割により各種委員会を次の各号に分類する。

- ① 規約第8条に定める「実行委員会」
- ② 規約第9条に定める「専門委員会」
- ③ 規約第10条に定める「裁定委員会」
- ④ 規約第11条に定める「特別委員会」

第4条〔実行委員会〕

- (1) 実行委員会は、JVLの事業および経営が円滑に行なわれるために、理事会に先立ち重要事項を審議する機関と定める。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が定める「実行委員会規程」によるものとし、当該規程に定めのない事項については本規程に準拠する。

第5条〔専門委員会〕

- (1) 各専門委員会は、JVLの事業遂行に必要な専門または特定分野の執行を委嘱された機関として、所管事項を次の各号に定め、代表理事CEOの指示に基づきその調査・研究・検討・立案を行う。

- ① 規律委員会
 - (ア) 競技会における違反行為に対する制裁の決定
 - (イ) 競技会における違反行為の防止・抑制
 - ② 法務委員会
 - (ア) 定款、規約および諸規程の制定改廃
 - (イ) JVL の事業全般に関する法的解釈・運用
 - (ウ) 外国制度・法令等を含むその他法務関連事項
- (2) 規律委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が定める「規律規程」によるものとし、当該規程に定めのない事項については本規程に準拠する。

第6条〔裁定委員会〕

- (1) 裁定委員会は、代表理事 CEO による紛争の解決ならびに制裁決定の諮問機関と定める。
- (2) 裁定委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が定める「裁定規程」によるものとし、当該規程に定めのない事項については本規程に準拠する。

第7条〔特別委員会〕

- (1) 各特別委員会は、JVL における特命事項を委嘱された機関として、所管事項を次の各号に定め、その調査・研究・検討・立案を行う。
 - ① 役員候補者選考委員会
 - (ア) 役員の選考に関する事項
- (2) 役員候補者選考委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が定める「役員候補者選考委員会規程」によるものとし、当該規程に定めのない事項については本規程に準拠する。

第8条〔構成員〕

- (1) 各種委員会は、別途の定めがある場合を除いて、それぞれ数名の委員でこれを組織する。
- (2) 各種委員会の委員は、別途の定めがある場合を除いて、原則としてバレーボールに関する知識、スポーツに関する知識、法務会計等の高度な専門知識、企業経営経験または学識経験を有する者とする。

第9条〔選任〕

各種委員会の委員は、別途の定めがある場合を除いて、理事会の決議を経て選任し、代表理事 CEO が任命する。

第10条〔任期〕

- (1) 各種委員会の委員の任期は、別途の定めがある場合を除いて2年とし、再任を妨げない。

- (2) 補欠または増員により任命された委員の任期は、別途に定めがある場合を除いて、前任者または現任者の残任期間とする。

第 11 条〔解任〕

理事会は、別途の定めがある場合を除いて、各種委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合に解任することができる。

- ① 心身の故障により職務の執行が不可能であると認められるとき
- ② 法令等違反または委員としてふさわしくない行為があったとき

第 12 条〔委員長〕

- (1) 各種委員会は、別途の定めがある場合を除いて、委員の互選で委員長を選定する。
- (2) 委員長は、所管する委員会を招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (3) 委員長に事故あるときには、別途の定めがある場合を除いて、当該各種委員会の委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代行する。

第 13 条〔報酬等〕

- (1) 各種委員会委員および委員長の報酬もしくは職務を行うために要する費用等は、理事会が定める「執行機関謝金規程」および「執行機関旅費規程」によるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、JVL の役職員が各種委員会の委員または委員長を兼務する場合は、当該職務に対して無報酬とする。ただし役員指名報酬委員会委員はこの限りではない。

第 14 条〔会議〕

- (1) 各種委員会は、別途の定めがある場合を除いて、原則として委員長が必要に応じて随時招集し、委員会を開催する。
- (2) 前項において、別途の定めがある場合を除いて、委員長は電話、インターネット等の通信回線を使用して所管する委員会を開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時適格な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。
- (3) 各種委員会において決議が必要な場合は、別途の定めがある場合を除いて、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。
- (4) 前 3 項の規定にかかわらず、別途の定めがある場合を除いて、委員長は、必要があると認めるときは会議の招集を行わず、書面、電磁的方法またはその他の手段を使用した会議以外の形式により委員の意見を求め、決議に代えることができるものとする。ただしこの場合においては、委員長はその結果については各委員に報告しなければならない、また当該方法を用いる旨を事務局の担当者へあらかじめの連絡をしなければならない。

- (5) 各種委員会は、別途の定めがある場合を除いて、委員長が適当と認める者を所管する委員会に出席させて、意見の聴取または説明をさせることができるものとする。

第 15 条〔議事録〕

別途の定めがある場合を除き、各種委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記録し、これを JVL に保存する。

第 16 条〔事務局〕

別途の定めがある場合を除き、各種委員会に関する事務は、代表理事 CEO が指定した事務局の担当部門の責任者が統括する。

第 17 条〔細則〕

各種委員会は、その所管事項の処理に関して必要な細則を定めることができる。

第 18 条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 19 条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日より施行する。

附則

〔制定〕

2024 年 6 月 19 日制定